

2022 年 11 月 21 日付ロシア銀行理事会決定の改正（S 型口座の取扱い条件の変更について）に関する

ロシア銀行理事会決定

ロシア銀行理事会は、2024 年 3 月 28 日、「2022 年 3 月 5 日付ロシア連邦大統領令『特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について』が定める義務履行手順が適用される取引（オペレーション）の決済および実行（履行）を目的とした S 型口座の取扱い条件の設定に関する 2022 年 11 月 21 日付ロシア銀行理事会決定」の第 1 項に以下の変更を加えることを決定した：

1.1. 第 1 段落における「非居住者のロシア連邦通貨建て金銭を計上するための S 型クリアリング銀行口座、および非居住者のロシア連邦通貨建て金銭を計上するための S 型通商銀行口座」という文言を削除する。

1.2. 1.1.号において：

第 6 段落を以下の文言に変更する：

「同じ非居住者に対して開設されている S 型銀行口座からの送金、ならびに S 型ブローカー口座、S 型特別ブローカー口座および S 型信託管理銀行口座からの同じ非居住者の金銭の送金；」；

第 12 段落の「S 型口座」という文言のあとに「であって同じ非居住者に対して開設されているもの」という文言を追加する；

第 14 段落を以下の文言に変更する：

「ブローカーが同じ非居住者の金銭を計上することを目的とした S 型ブローカー口座および S 型特別ブローカー口座への送金、ならびに同じ非居住者の金銭を計上することを目的とした S 型信託管理銀行口座への送金；」。

1.3. 1.2.号において：

第 3 段落、第 4 段落、第 15 段落および第 16 段落に、「ただし、オペレーションが有価証券に対する権利の移転をとまなわずに行われる場合にかぎられる」という文言を追加する；

第 21 段落の「2022 年 3 月 1 日付ロシア連邦大統領令第 81 号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」第 1 項 b) 号および d) 号または大統領令第 95 号第 11 項が定める許可にもとづいて」という文言を「ロシア連邦大統領令にもとづいて交付される許可にしたがって」という文言に差し替える；

第 31 段落の「2022 年 3 月 1 日付ロシア連邦大統領令第 81 号『ロシア連邦の財政的安定性の確保に係わる経済的な性格の追加暫定措置について』第 1 項または大統領令第 95 号第 11 項が定める許可にもとづいて」という文言を「ロシア連邦大統領令にもとづいて交付される許可にしたがって」という文言に変更する。

1.4. 1.3.号において：

第 4 段落を以下の文言に変更する：

「非居住者である顧客の金銭を計上することを目的とした、その非居住者に対して開設されている S 型銀行口座からの送金、同じ者の金銭の S 型ブローカー口座および S 型特別ブローカー口座からの送金、ならびに同じ者の金銭の S 型信託管理銀行口座からの送金；」；

第 8 段落を以下の文言に変更する：

「取引所取引によって公開で発行される（流通する）ロシアの発行者のコーポレート有価証券をロシア連邦大統領令にもとづいて交付された許可にしたがって取得するための送金；」；

第 9 段落を以下の文言に変更する：。

「同じ非居住者に対して開設されている S 型銀行口座への非居住者である顧客の金銭の送金；」；

第 10 段落を以下の文言に変更する：

「ブローカーが同じ者の金銭を計上することを目的とした、S 型ブローカー口座および S 型特別ブローカー口座への送金、ならびに同じ者の金銭を計上することを目的とした、S 型信託管理銀行口座への金銭の送金；」。

1.5. 1.4.号において：

第 4 段落を以下の文言に変更する；

「ブローカーが非居住者である顧客の金銭を計上することを目的とした、同じ非居住者に対して開設されている S 型銀行口座からの送金、S 型ブローカー口座および S 型特別ブローカー口座からの同じ者の金銭の送金、ならびに同じ者の金銭を計上することを目的とした、S 型信託管理銀行口座への送金；」；

第 8 段落を以下の文言に変更する：

「取引所取引によって公開で発行される（流通する）ロシアの発行者のコーポレート有価証券をロシア連邦大統領令にもとづいて交付された許可にしたがって購入するための送金；」；

第 9 段落を以下の文言に変更する：

「同じ非居住者に対して開設されている S 型銀行口座への非居住者である顧客の金銭の送金；」；

第 10 段落を以下の文言に変更する：

「ブローカーが同じ者の金銭を計上することを目的とした、S 型ブローカー口座および S 型特別ブローカー口座への送金、ならびに信託管理人が同じ者の金銭を計上することを目的とした、S 型信託管理銀行口座への送金；」。

1.6. 1.5.号および 1.6.号を削除する。

1.7. 1.7.号において：

第 5 段落を以下の文言に変更する：

「信託設定者である非居住者に対して開設されている S 型銀行口座からの送金、S 型ブローカー口座および S 型特別ブローカー口座に計上されている信託設定者の金銭の送金、ならびに S 型信託管理銀行口座からの同じ信託設定者の金銭の送金；」；

第 10 段落を以下の文言に変更する：

「取引所取引によって公開で発行される（流通する）ロシアの発行者のコーポレート有価証券をロシア連邦大統領令にもとづいて交付された許可にしたがって取得するための送金；」；

第 11 段落を以下の文言に変更する：

「同じ非居住者に対して開設されている S 型銀行口座への信託設定者である非居住者の金銭の送金」；

第 12 段落を以下の文言に変更する：

「ブローカーが同じ者の金銭を計上することを目的とした、S 型ブローカー口座および S 型特別ブローカー口座への送金、ならびに同じ信託設定者の金銭を計上することを目的とした、S 型信託管理銀行口座への送金；」。

2022 年 11 月 21 日付ロシア銀行理事会決定「2022 年 3 月 5 日付ロシア連邦大統領令第 95 号『特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について』に定める義務履行手順が適用される取引（オペレーション）の決済および実行（履行）を目的とした S 型口座の取扱い条件の設定について」（本決定による改訂版）第 1 項 1.3.号第 8 段落、1.4.号第 8 段落および 1.7.号第 10 段落が定めるオペレーションは、これらの段落に掲げる許可であって、情報通信ネットワーク「インターネット」上のロシア銀行公式サイトにおける本決定の公表の日より前（同日を含む）に交付されたものにもとづいて、これを実行する。

2022 年 11 月 21 日付ロシア銀行理事会決定の改正に関するロシア銀行理事会決定は、情報通信ネットワーク「インターネット」上のロシア銀行公式サイトにおいてそれが公表された日より適用される。